

# 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

## 1 申出要旨

私は、年老いた母と重度の知的障害のある成人した兄（3歳上）を扶養しており、2人については、会社から扶養認定を受け扶養手当を支給されているし、民法上でも扶養義務がある。

健康保険の被扶養者の認定については、被扶養者が弟妹の場合は、被保険者である兄姉の収入により生活していれば同居の有無を問われないが、同じ2親等でありながら、被扶養者が兄姉の場合は、被保険者である弟妹と同居していなければならない。

現在の私にとって、持病をもつ母と重度の知的障害を持つ兄を扶養しなければならない状況は、同居、別居にかかわらず避けられないことであり、別居したからといって、その負担から逃れられるものではない。

兄姉を被扶養者とする場合、同居が要件となっている現在の状況のもとでは、私は通勤や結婚のために引っ越すことができず、会社まで遠距離通勤（2時間以上）を余儀なくされ、結婚話の停滞等の問題が出ている。

知的障害者の施設等に入所している場合は、一時的な別居扱いとなり、被扶養者に認定されるようであるが、施設はどこも入所待ちで、いつになるかわからない入所が決まるまで、私は別居が全くできない状態である。

このため、私のように、被保険者である弟妹が重度の知的障害を持つ兄姉を扶養している場合、健康保険の被扶養者の認定に当たって、弟妹の収入により生計を維持していれば、同居の有無を問わないような特例措置を講ずることができないか。

## 2 制度の概要

健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項において、次のとおり、「被扶養者」の定義が規定されており、その第2号の規定により、被保険者の三親等内の親族であっても、被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹でない場合には、その被保険者と同一の世帯に属することが被扶養者の要件となっている。

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの  
(以下略)

## 【資料】

### ○ 健康保険法（大正11年法律第70号）

（定義）

#### 第3条

7 この法律において「**被扶養者**」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び**弟妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの**
- 二 **被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの**
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

### ○ 改正健康保険法実施二関スル件（昭和15年6月26日社発第7号 各地方長官・各健康保険組合理事長あて保険院社会保険局長通達）

改正健康保険令ニ依ル執務要項

#### 一 補給金ノ支給ニ関スル事項

（一） 「被保険者ト同一ノ世帯ニ属スル者」ノ定義

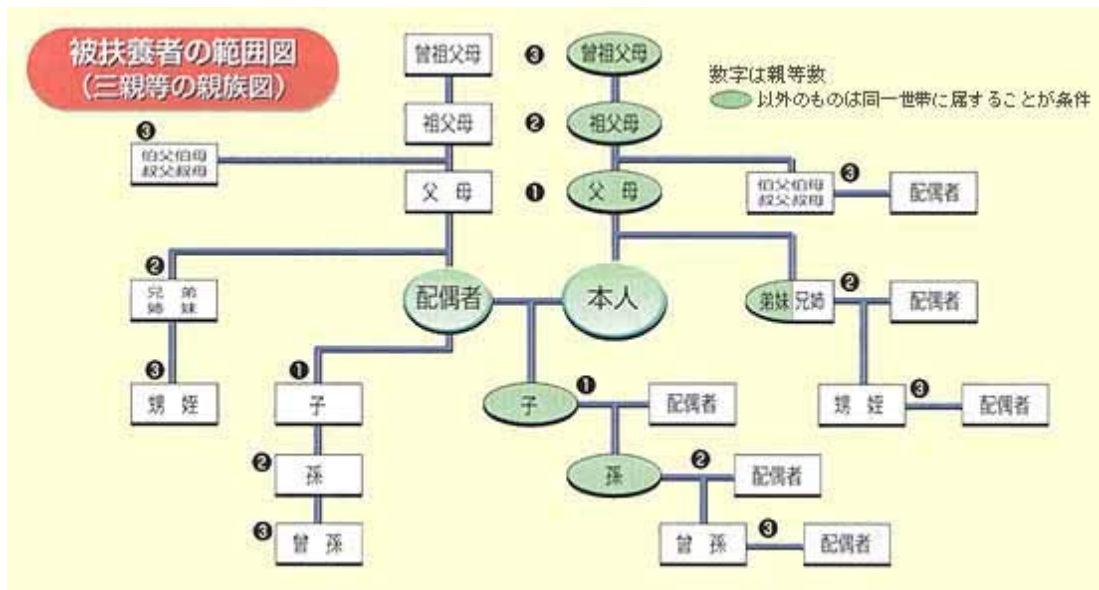
「被保険者ト同一ノ世帯ニ属スル者」トハ**被保険者ト住居及家計ヲ共同ニスル者ヲ謂フ従ツテ同一戸籍内ニ在ルコトハ必ずしも必要トセズ又被保険者ガ必ずしも世帯主タル場合タルコトヲ要セズ**

（二） 「専ラ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者」ノ定義

「専ラ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者」トハ其ノ生計ノ基礎ヲ被保険者ニ置クノ義ニシテ原則トシテ被保険者以外ヨリ生活ノ資ヲ得ザル者ヲ謂フ従ツテ雇傭関係其ノ他ノ事由ニ依リ固定収入ヲ得ツツアルガ如キ者ハ除外スルモノトス

○ 健康保険法における被扶養者の範囲図（三親等の親族図）

～社会保険庁のホームページから抜粋～



○ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

第一条

3 第1項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）、子、孫及弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

○ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
  - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
  - ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの
  - ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

## ○ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（定義）

第2条 この法律（第11章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 **被扶養者** 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
  - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
  - ロ **組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの**
  - ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

## ○ 一般職の職員の給与に関する法律（給与法）（昭和25年法律第95号）

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - 三 **満60歳以上の父母及び祖父母**
  - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 五 **重度心身障害者**

## ○ 人事院規則9—80（扶養手当）（昭和60年人事院規則9—80）

（扶養親族の範囲）

第2条 給与法第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者
- 二 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

## ○ 民法（民法第4編第5編）（明治31年法律第9号）

### 第7章 扶養

（扶養義務者）

第877条 **直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。**

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

## ○ 所得税法（昭和40年法律第33号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### 34 扶養親族

**居住者の親族**（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第6条の3（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第3号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。

## ○ 所得税基本通達

（生計を一にするの意義）

2-47 法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

# 労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止について

## 1 申出要旨

私は、約10年前に事故に遭ったため、労災申請を行い、障害補償年金を受給している。同年金については、年に1回、「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（障害用）」を提出することになっており、この定期報告書には住民票の写し又は戸籍抄本を添付しなければならない。

同じ厚生労働省が所管する国民年金等においては、労災と同様に年1回、国民年金に係る年金受給権者現況届を提出させているが、現況届には市町村長の証明を不要とするなど簡素化が図られていると聞いており、障害補償年金の定期報告書についても簡素化してほしい。

（定期報告書に添付する戸籍抄本については、労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）第45条に基づき、市町村条例で定めた場合には無料で取得できることとされている。なお、申出人の住所地である徳島市では、条例が定められていないことから、有料（350円）となっている。）

## 2 制度の概要

### (1) 労働者災害補償保険制度

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、労働者の福祉を図るものである。（労災法第1条）

### (2) 支給条件等

#### ○ 障害補償年金

業務上負傷し、又は疾病にかかり、治った後に障害等級第1級～第7級に該当する障害が残った場合 ―――― 障害の程度に応じて給付基礎日額313日分から131日分の年金として支給。

### (3) 届出等

障害補償年金等を受給している者は、毎年、定期報告書を提出し、また、同報告書には、一月以内に作成された次に掲げる書類を添付。

・ 障害補償年金等の受給権者は、住民票の写し又は戸籍の抄本

（労災法施行規則第21条）

## ○ 労働者災害補償保険法（抄）（昭和22年法律第50号）

第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養補償給付
- 二 休業補償給付
- 三 障害補償給付
- 四 遺族補償給付
- 五 葬祭料
- 六 傷病補償年金
- 七 介護補償給付

② 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条 まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

③ 傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

- 一 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- 二 当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当すること。

（以下 略）

第十五条 障害補償給付は、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とする。

② 障害補償年金又は障害補償一時金の額は、それぞれ、別表第一又は別表第二に規定する額とする。

第四十五条 市町村長（特別区及び[地方自治法](#)（昭和二十二年法律第六十七号）[第二百五十二条の十九第一項](#)の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁又は保険給付を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、保険給付を受けようとする者又は遺族の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

## ○ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（障害補償）

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（抄）（昭和30年労働省令第22号）

（障害等級等）

第十四条 障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級は、別表第一に定めるところによる。

2 別表第一に掲げる身体障害が二以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。

：

（傷病等級）

第十八条 法第十二条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級は、別表第二のとおりとする。

：

第二十一条 年金たる保険給付の受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日（次項において「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名及び住所

二 年金たる保険給付の種類

三 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等が支給される場合にあっては、その年金の種類及び支給額

：

2 前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる種類を添えなければならない。

一 障害補償年金又は障害年金の受給権者にあっては、その住民票の写し又は戸籍の抄本

（以下 略）

3 第一項第三号に規定する場合に該当するときは、同項の報告書には、前項の書類のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない

：

別表第1 障害等級表

障害等級	給付の内容	身体障害
第1級	当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の313日分	一 両目が失明したもの 二 そしゃく及び言語機能を廃したのもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ： 六 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
第2級	同 277日分	： 二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ： 四 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	同 245日分	： 二 そしゃく又は言語の機能を廃したのもの ： 五 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	同 213日分	： 二 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの



		： 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの ：
第5級	同 184日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ： 六 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	同 156日分	一 両眼の視力が0.1以下になったもの ： 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの ：
第7級	同 131日分	： 九 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの ：

以下、第8級～第14級は省略

別表第2 傷病等級表

傷病等級	給付の内容	身体障害
第1級	当該障害の状態が継続している期間1年につき給付基礎日額の313日分	一 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの ： 三 両目が失明しているもの 四 そしゃく及び言語の機能を廃しているもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ：
第2級	同 277日分	一 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの ： 五 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	同 245日分	： 三 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 四 そしゃく又は言語の機能を廃しているもの 五 両手の手指の全部を失ったもの ：

○ 国家公務員災害補償法（抄）（昭和26年法律第191号）

（障害補償）

第十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおつたとき別表に定める程度の障害が存する場合には、国は、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する障害がある場合に

は、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

別表

等級	日数	障 害
第1級	313	一 両目が失明したもの 二 そしゃく及び言語機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ： 八 両下肢の用を全廃したもの
第2級	277	： 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ： 六 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	245	： 二 そしゃく又は言語の機能を廃したもの ： 五 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	213	： 二 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの ： 七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	184	一 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ： 八 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	156	一 両眼の視力が0.1以下になったもの ： 六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの ： ：
第7級	131	： 九 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの ： ：

以下、第8級～第14級は省略

○ 人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）（昭和48年人事院規則16-4）

（定期報告等）

第三十二条 毎年二月一日において、二年以上にわたって療養補償を受けている者及び障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有している者は、毎年一回、二月一日から同月末日までの間に、療養の現状報告書、障害の現状報告書又は遺族の現状報告書により、療養の現状、障害の現状又は遺族補償年金受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族（補償法附則第十八項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄

に掲げる年齢に達しないものを含む。)の現状に関し、実施機関に報告しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

## ○ 地方公務員災害補償法（抄）（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）

（障害補償）

- 第二十九条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおつたとき別表に定める程度の障害が存する場合には、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。
- 2 別表に定める程度の障害が二以上ある場合の障害の等級は、重い障害に応ずる等級による。
  - 3 次に掲げる場合の障害の等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。
    - 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級
    - 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
    - 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級
  - 4 前項第一号の規定による等級による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額を超えないものとする。ただし、同号の規定による等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。
  - 5 別表に定める各等級の障害に該当しない障害であつて、同表に定める各等級の障害に相当するものは、同表に定める当該等級の障害とする。
  - 6 障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、総務省令で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。
  - 7 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表中の他の等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わない。

## ○ 地方公務員災害補償法施行規則（抄）（昭和四十二年九月一日自治省令第二十七号）

（定期報告）

- 第三十六条 年金たる補償を受ける者は、基金の定めるところにより、毎年一回二月一日から同月末日までの間にその障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を基金に提出しなければならない。た

だし、基金があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

## ○ 地方公務員災害補償基金業務規程（抄）（昭和四十二年十二月一日地規規程第一号）

（年金たる補償の受給権者の定期報告）

第二十五条 年金たる補償の受給権者（遺族補償年金の受給権者の場合で、代表者を選任しているときは、その代表者）は、支部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合を除き、毎年一回、二月一日から同月末日までの間に、次に掲げる事項を記載した報告書を、任命権者を經由して支部長に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名及び住所

二 年金たる補償の種類

三 同一の事由により旧国民年金法の障害年金又は遺族厚生年金等が支給される場合にあっては、その年金の種類、支給年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所名

四 傷病補償年金の受給権者にあっては、傷病の種類並びに現状及び今後の見込み（当該傷病補償年金を支給すべき事由となった障害に関し介護補償を受けている場合にあっては、当該補償を有することに伴う日常生活の状態を含む。）

五 遺族補償年金の受給権者にあっては、その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名並びに当該受給権者及び当該遺族である者の規則第二十九条に定める障害の状態の有無

2 前項四号に掲げる事項については、医師又は歯科医師の証明を受けなければならない。

3 遺族補償年金の受給権者は、第一項の報告書に次に掲げる書類を添えなければならない。

一 受給権者及び第一項第五号の遺族の氏名及び死亡した職員との続柄に関する市町村長の発行する証明書

二 第一項第五号の遺族が受給権者と生計を同じくしている事実を証明することができる書類

三 受給権者及び第一項第五号の遺族のうち、規則第二十九条に定める障害の状態にある者については、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

4 前項の規定にかかわらず、基金が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）から第一項第五号の遺族に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることにより、第一項第五号の遺族が受給権者と生計を同じくしている事実を確認できるときは、前項第二号の書類を添付することを要しない。

## ○ 国民年金法（抄）（昭和34年法律第141号）

（支給要件）

第三十条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は

歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者であること。
  - 二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。
- 2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

## ○ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）

別表

障害の程度	障 害 の 状 態
一級	一 両眼の視力の和が0.0四以下のもの
	二 両耳の聴力レベルが一00デシベル以上のもの
	三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	四 両上肢のすべての指を欠くもの
	五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	七 両下肢を足関節以上で欠くもの
	八 ： 一 一
二級	一 両眼の視力の和が0.0五以上0.0八以下のもの
	二 両耳の聴力レベルが九0デシベル以上のもの
	三 平衡機能に著しい障害を有するもの
	四 そしゃくの機能を欠くもの
	五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	八 ： 一 一

※厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法における障害の程度も上記別表と同じ

## ○ 国民年金法施行規則（抄）（昭和35年厚生省令第12号）

（現況の届出）

第三十六条 障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者

にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書)を社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、法第二十条第一項、第三十二条第一項、第三十六条、第三十六条の二第一項から第四項まで、第三十六条の三第一項(同項の規定によつてその年の七月まで障害基礎年金の額の全部につき支給を停止されている場合であつて、当該支給停止の事由がなお継続するときに限る。)若しくは第三十六条の四第二項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて障害基礎年金の額の全部につき、支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 障害基礎年金の年金証書の年金コード

四 加算額対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨

2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 社会保険庁長官が指定する者以外の者にあつては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

二 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム

三 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある子であつて社会保険庁長官が指定するもの以外のものであるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

四 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者にあつては、障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類

## ○ 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行について (平成九年十二月十七日 庁保発第二十四号)

(各都道府県知事あて社会保険庁運営部長通知)

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令が平成九年十二月十七日厚生省令第八七号をもつて別添のとおり公布され、平成十年一月一日から施行することとされたところであるが、この省令の改正の主な内容は左記のとおりであるので、ご了知の上、円滑な実施に遺憾ないようご配慮願いたい。

記

1 現況届の生存に関する証明の廃止について  
受給権者及び受給権者に加給年金額等の対象者があるときは、その者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添付することとされていたが、受給権者自らの署名(自ら署名することが困難な者にあつては代理人)による生存申立をもつて足りることとし、これを廃止することとしたこと。

2 以下 略

## ○ 厚生年金保険法(昭和34年法律第141号)

(障害厚生年金の受給権者)

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。))があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の

前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

- 2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

## ○ 厚生年金保険法施行規則（抄）（昭和29年厚生省令第37号）

（現況の届出）

第五十一条 障害厚生年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を、社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、法第三十八条第一項、第四十九条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十四条の二第一項又は昭和六十年改正法附則第五十六条第一項の規定によつて障害年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

一の二 基礎年金番号

二 障害厚生年金の年金証書の年金コード

三 加給年金額の対象者があつたときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨

- 2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 社会保険庁長官が指定する者以外の者にあつては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

二 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

## ○ 国家公務員共済組合法（抄）（昭和33年法律第128号）

（障害共済年金の受給権者）

第八十一条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に障害共済年金を支給する。

- 2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

## ○ 国家公務員共済組合法施行規則（抄）（昭和33年大蔵省令第54号）

（障害の状態等に関する届出）

第百十四条の二十四 障害共済年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該障害共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 障害共済年金の年金証書の記号番号

- 三 加給年金額の対象者である配偶者があるとき（加給年金額の支給が停止されているときを除く。）は、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨
  - 四 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるとき（加給年金額の支給が停止されているときを除く。）は、当該加給調整対象年金の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
  - 五 その他必要な事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
  - 二 その他必要な書類

（連合会による確認等）

- 第百十四条の四十の二 連合会は、法第七十三条第四項の規定により年金である給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月（同条第四項ただし書の規定により年金である給付を支給する場合には、その月）において、知事等から当該支給期月に支給する年金である給付の受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。
- 2 連合会は、前項の規定により必要な事項について確認を行つた場合において、受給権者等の生存の事実が確認されなかつたとき（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者に対し、当該受給権者等の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができるものとする。
  - 3 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定日までに、当該書類を連合会に提出しなければならない。
  - 4 連合会は、前項の規定により第二項の書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき年金である給付（加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかつた受給権者が当該事実について確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。）の支払を差し止めることができる。

（本人確認情報の提供を受けることができない受給権者に係る届出）

- 第百十四条の四十の三 連合会は、知事等から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を毎年指定日までに提出することを求めることができる。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
  - 二 年金証書の記号番号
- 2 前項の規定により同項に規定する届出書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日までに、当該届出書を連合会に提出しなければならない。
  - 3 連合会は、前項の規定により第一項の届出書を提出しなければならない受給権者が当該届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき年金である給付の支払を差し止めることができる。



## ○ 住民基本台帳法(抄)(昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号)

(都道府県知事の事務)

第三十条の七

1 及び 2 略

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4 以下 略

### 別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一～六十二	略
六十三 厚生労働省	<u>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</u>
六十四以下	略

## ○ 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(抄) (平成十四年二月十二日総務省令第十三号)

(法別表第一の総務省令で定める事務)

第一条

1～6 2 略

6 3 法別表第一の六十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 保険給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 保険給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 三 保険給付を受ける権利を有する者又は遺族補償年金若しくは遺族年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 以下 略

(参 考)

## ○ 住民基本台帳法(抄)(昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号)

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八～十二 略

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

十四 略

(都道府県知事への通知)

第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2及び3 略